

令和 8 年第 8 回花巻市教育委員会議定例会 議事録

1. 開催日時

令和 8 年 7 月 28 日（火） 午前 10 時 00 分～午前 10 時 55 分

2. 開催場所

花巻市博物館 講座・体験学習室

3. 出席者（5 名）

佐藤教育長

中村（弘）委員

衣更着委員

熊谷委員

岡田委員

4. 欠席者（1 名）

中村（祐）委員

5. 説明のため出席した職員

教育部 瀬川部長

教育企画課 瀬川課長

文化財課 佐藤課長

花巻市博物館 伊藤副館長

6. 書記

教育企画課 菊池課長補佐

教育企画課 総務企画係 佐藤係長

教育企画課 総務企画係 谷藤主査

7. 議事録

○佐藤教育長

それでは、只今から、令和 8 年第 8 回花巻市教育委員会議定例会を開会いたします。

会議の日時、令和 8 年 7 月 28 日、午前 10 時。

会議の場所、花巻市博物館 講座・体験学習室。

日程第 1、会期の決定であります。本日一日とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、本日一日と決定いたします。

日程第 2、議事に入ります。

議案第 36 号「花巻市指定天然記念物「金毘羅さんの赤松」の指定を解除することに関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。佐藤文化財課長。

○佐藤文化財課長

議案第 36 号「花巻市指定天然記念物「金毘羅さんの赤松」の指定を解除することに関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市指定天然記念物の指定解除につきましては、花巻市文化財保護条例第 34 条第 3 項の規定により、花巻市文化財保護審議会の意見を聴くことが要件となっております。

本案件につきまして、令和 8 年 6 月 23 日、花巻市文化財保護審議会の意見を求めましたところ、同日、「指定を解除することが適当である」と答申されましたので、同条例第 34 条第 1 項の規定により、花巻市指定天然記念物の指定を解除しようとするものであります。

議案書の 1 ページと議案資料 1 ページの議案第 36 号資料を併せてご覧願います。

指定を解除しようとする「金毘羅さんの赤松」についてご説明いたします。

文化財の種別は「天然記念物」、名称は「金比羅さんの赤松」、指定年月日は、昭和 58 年 1 月 26 日、所在地は、花巻市東和町土沢 2 区 322、所有者は、宗教法人浄珠院 住職 諏訪 千秋氏であります。

「金毘羅さんの赤松」は、300 年以上前に浄珠院の住職が植えたものと言い伝えられているマツの木で、根元にはお寺を火事から守るとされる金毘羅さんを祀っていることから「金毘羅さんの赤松」という名で親しまれています。

令和 7 年の夏頃から急速に枝先が枯れ始め、同年 9 月には県の担当者を交えて現地確認を行い、マツクイムシによる影響であるかを判断するため、春まで経過観察をすることとなりましたが、本年 4 月の現地確認において枯死を確認し、文化財としての価値が失われていることが認められました。

また、県の担当者からはマツクイムシによるみなし被害と判断されたことから、被害の拡大防止のため、当該物件は伐採処理を行う必要があります。

以上のことから、「金毘羅さんの赤松」は、花巻市文化財保護条例第 34 条第 1 項の規定により、その指定を解除しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。

この件につきまして、質疑ございませんでしょうか。

写真が白黒で少し見えにくい部分があるのですが、ほとんど真っ赤になっており、枯死の状況が確認できます。

よろしいでしょうか。

(質疑なし)

○佐藤教育長

では、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 36 号「花巻市指定天然記念物「金毘羅さんの赤松」の指定を解除することに関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

異議なしと認め、議案第 36 号は原案のとおり議決されました。

議案第 37 号「花巻市指定天然記念物「内室堤のイワテヤマナシ」の指定を解除することに関し議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局から提案内容の説明をお願いいたします。佐藤文化財課長。

○佐藤文化財課長

議案第 37 号「花巻市指定天然記念物「内室堤のイワテヤマナシ」の指定を解除することに関し議決を求めることについて」をご説明申し上げます。

花巻市指定天然記念物の指定解除につきましては、花巻市文化財保護条例第 34 条第 3 項の規定により、花巻市文化財保護審議会の意見を聴くことが要件となっております。

本案件につきまして、令和 8 年 6 月 23 日、花巻市文化財保護審議会の意見を求めましたところ、同日、「指定を解除することが適当である」と答申されましたので、同条例第 34 条第 1 項の規定により、花巻市指定天然記念物の指定を解除しようとするものであります。

議案書の 2 ページと議案資料 6 ページの議案第 37 号資料を併せてご覧願います。

指定解除しようとする「内室堤のイワテヤマナシ」についてご説明いたします。

文化財の種別は「天然記念物」、名称は「内室堤のイワテヤマナシ」、指定年月日は、平成 17 年 12 月 27 日、所在地は、花巻市轟木第 19 地割 149 番地、所有者は、小原 誠康氏であります。

「内村堤のイワテヤマナシ」は、所有者宅の敷地内に自生しており、根元周り 4m24 cm、高さ 20mのイワテヤマナシの木で、樹齢は約 160 年ですが、平成 17 年に文化財指定された時点で既に樹勢が衰え始めており、保護が必要とされていました。

令和 7 年 7 月には、樹勢の回復及び病虫害駆除のため、バイオ活性剤の投入と殺虫剤の散布を行いました。本年 5 月、強風で根元から木が折れ、敷地内のホームタンクや防風ネット等に倒れ掛かり、放置すると危険かつ周辺環境に影響を及ぼす可能性があったことから、やむを得ず所有者の判断で当該物件を切断したとのことであります。所有者からの報告を受けた当日、現地へ赴き、当該物件が伐採処理済みであることを確認しました。

以上のことから、「内室堤のイワテヤマナシ」は、花巻市文化財保護条例第 34 条第 1 項の規定により、その指定を解除しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長

只今、事務局から説明がありました。

この件につきまして、質疑ございませんでしょうか。衣更着委員。

○衣更着委員

保護の記念物としての指定は外さなければいけないというのは、分かりました。これは、普段は所有者が管理するものであって、何らかの保護の助成など、そういうことは、普段、行われていないものですか。

○佐藤教育長

佐藤文化財課長。

○佐藤文化財課長

原則といたしましては、委員がおっしゃられるとおり、所有者の方の管理、保護ということになりますが、文化財課といたしましても外出時に状態を確認したり、保護審議会の委員の方で、普段は造園業を営んでいる方がいらっしやいまして、パトロールではないですが、その方に現地へ赴いて見ていただくなど、時々確認をしている状況でございます。

補助金等の助成制度については特にはございませんが、薬剤の注入等は、市で行っているところでございます。

○衣更着委員

ありがとうございます。

こういう文化財の要件を満たすものというのは、常日頃、審査して、新たに指定を受けるために、話し合われているのかをお聞きしたいです。

○佐藤教育長

佐藤文化財課長。

○佐藤文化財課長

まだ文化財の指定を受けていないものについては、所有者からの申出や物件をご存知の方からの情報などを入手した都度、文化財課の方で把握してはおりますけれども、文化財として市の指定をするのにふさわしいかということについては、審議会の審査を経て指定されるという形になります。

○佐藤教育長

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

○佐藤教育長

それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議案第 37 号「花巻市指定天然記念物「内室堤のイワテヤマナシ」の指定を解除することに関し議決を求めることについて」を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長

では、異議なしと認め、議案第 37 号は原案のとおり議決されました。

日程第 3、報告事項に入ります。

令和 8 年度市内小中学校児童生徒数の推移と今後の見通しについて、事務局から報告をお願いいたします。瀬川教育企画課長。

○瀬川教育企画課長

それでは、(1) 令和 8 年度市内小中学校児童生徒数の推移と今後の見通しについてをご説明させていただきます。

まず、資料でございますが、A 4 縦の資料 No. 1 と A 4 横の令和 8 年度花巻市内小中学校児童生徒数の推移と今後の見通しの 2 つをご覧願います。なお、この A 4 横の資料につきましては、本年 6 月に各委員の皆様カラー版を配布させていただいてございますが、本日は資料の説明ということで白黒版となっておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

それでは、説明につきまして、A 4 縦の資料 1 で説明させていただきます。

まず、今後の児童生徒数の推移と見通しについてでございますが、現在、花巻市内の小中学校は少子化の影響により、児童生徒の数が年々減少しているという実情を踏まえ、地域の状況を勘案しながら望ましい教育環境の在り方を見通していくために、教育委員会

では、児童生徒数のこれまでの推移と令和9年度から令和20年度までの見通しを取りまとめ、教育関係機関及び地域への情報提供を行ってきております。A4横の資料については、教育機関の関係者及び地域のコミュニティ会議や行政区長にも配布しております。

次に、この資料の推計方法についてご説明させていただきます。

1、就学見込み（小学1年生）の考え方ということでございます。これにつきましては、令和20年度まで3段階に分けて推計してございます。

①でございますが、令和9年度から令和14年度までは、当該学区での各年度の出生児数に当該校への平均入学率を乗じて算出しているものでございます。

②として、令和15年度の就学見込みについては、①として、4月2日から4月30日に生まれた出生数、②として、5月1日から10月31日までは、母子手帳を発行している予定出生数、③として、11月1日から4月1日までは、昨年の同時期に出生した子どもの数、これら①から③を合計したものに平均入学率を乗じて推計しております。

③として、令和16年度以降の推計につきましては、「花巻市人口ビジョン」の「将来人口の展望」、「1 将来人口推計」、「(3) 地区別人口推計の結果」から各地区の減少率を求め、前年度の小学1年生の児童数にその減少率を乗じて推計しております。

次に2、小学2年生以上の考え方として、令和9年度から令和20年度の2年生以上は、前年度の1年生から5年生を機械的に繰り上げて算出してございます。

次に3として、学級編成について、小中学校の学級編成につきましては、岩手県が設定した1学級当たり35人以下になるように算定しています。

次に4として、複式学級については国の基準により、2つの学年で1つの学級を編成する算定をしています。小学校につきましては、2つの学年の児童数が16人以下の場合に複式学級になるという計算をしてございます。ただし、1年生の児童を含む場合は8人以下が複式学級となります。中学校につきましては、2つの学年の生徒数が8人以下の場合は複式学級になると算定してございます。

次に、令和8年度の出生数の見込みについてでございます。令和7年度の出生数は市内全体で400人と推計してございましたが、令和8年度の出生数の見込みについては、この算出時点では343人であり、前年比で57人減るという見通しになってございます。この57人の影響につきましては、令和15年度以降の就学予定者に反映されますので、この結果、昨年度の推計、見通しと比較としまして、複式学級の前倒しになる学校や、新たに1学年1学級になる小学校が発生している現状でございます。

次に、この影響を踏まえまして、複式学級となる小学校でございます。湯口小学校が、昨年度は令和19年度の見通しでございましたが、令和16年度に前倒しになること、湯本小学校は令和19年度、太田小学校は令和13年度、笹間第一小学校が令和14年度、大迫小学校が令和12年度、新堀小学校が今年度から複式学級になってございますし、八幡小学校が令和19年度、八重畑小学校が令和11年度、なお、八重畑小学校は令和14年度から完全複

式になるということでございます。東和小学校については、出生数が去年の見通しよりも1人増えましたので、複式学級が解消しているという状況でございますが、非常に児童数が少ない現状であるということは変わらないものでございます。

次に、A4の横の資料をご覧ください。17ページをお開きください。こちらは、全小学校の児童数の推移と今後の見通しについて記載したページになってございます。

まず、令和8年度の児童数ですが市内全体で3,823人、学級数ですが、特別支援学級を含めまして200学級となっております。合併当時の平成18年度の児童数は、5,710人でありましたので、比較しますと1,887人減、合併当時より学級数で54学級分が減っているという状況でございます。

右端のグラフでは、令和20年度の児童数を記載してございまして、児童数、令和20年度は1,763人、学級数で99学級となる見通しでございます。なお、令和8年度とこの令和20年度を比較しますと、児童数で2,060人減、学級数で101学級減という見込みとなっております。

次に、29ページをお開きください。29ページでございますが、全中学校の生徒数の推移と今後の見通しを記載してございます。

令和8年度の生徒数でございますが2,113人、学級数は、特別支援学級を含めまして103学級となっております。合併当時の平成18年度の生徒数は3,152人でありましたので、比較しますと1,039人減となっております。学級数では、30学級相当が減少しているという状況でございます。

右端のグラフでは、令和20年度の生徒数は1,188人、学級数では53学級となる見通しでございます。令和8年度の生徒数と比較しますと、925人が減少し、学級数では50学級が減となるという見通しになってございます。

次に30ページをお開き願います。30ページにつきましては、全小中学校の児童生徒数の推移と今後の見通しを記載してございます。

令和8年度の児童生徒数でございますが、現在、全体で5,936人、学級数で特別支援学級を含めまして303学級になってございます。合併当時、平成18年度の児童生徒数は8,862人でありましたので、比較しますと2,926人が減となっております。84学級相当が減になっているという状況でございます。

右端のグラフでは、令和20年度の合計は2,951人、学級数では152学級となる見通しでございます。令和8年度と比較しますと、全体で2,985人の減、学級数では151学級の減となる見通しでございます。

花巻市小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針では、小学校は1学年2学級以上、中学校は1学年3学級以上が望ましいとしてございます。

小学校でございますが、全体で16校でございます。小学校は6学年ですので、標準学級規模を2学級としますと、全体では192学級が適正規模となります。令和8年度の小学校全

体の学級数は 200 学級になりますので、先ほどお示ししました 192 学級が適正規模となりますので、現在は、特別支援学級も含めるとギリギリ標準規模を維持している状況でございますが、令和 20 年度の小学校の学級数は 99 学級となる見通しでございますので、現在の学校規模を維持した場合には、平均値で標準規模を大きく下回るという見通しとなっております。

中学校は現在 11 校ございますが、標準学級規模を 1 学年 3 学級とした場合は、全体で 99 学級が適正規模となることでございます。令和 8 年度の中学校全体では 103 学級になりますので、特別支援学級も含めると理論上は、ギリギリ標準規模を維持しているという状況でございますが、令和 20 年度は全体で 53 学級になりますので、標準規模を大きく下回るということでございます。あくまでも平均値でございますし、地域差というのがありますが、今後の児童生徒数の見通しを踏まえまして、学校の在り方を検討していく必要があるということでございます。

次に、A 4 縦の資料の方にお戻りいただきまして、ページ数は 2 ページ目になります。

2 ページ目の内容でございますが、花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針【抜粋】を記載してございます。

こちらの基本方針については、平成 31 年に策定し、令和 6 年に改訂しているというものでございます。記載している内容については、基本方針に書かれているものをそのまま転記してございますので、ポイントについて改めてご説明させていただきます。

3、学校の適正規模の基本的な考え方、本文の 7 ページに記載しているものでございます。

まずは、本指針の「ありたい学校の姿」において示した『学校の特性』である、「集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い切磋琢磨することを通じて一人ひとりの資質や能力を伸ばす」ため、また、教職員の多忙化解消のためには、一定の学校規模が必要だと示してございます。学校教育法施行規則では、学校の規模は標準を小中学校ともに 12 学級から 18 学級と定めているものでございます。

これを受けまして、花巻市では（１）小学校の考え方としまして、小学校の学校規模は、人間関係の固定化を防ぐためクラス替えができること、多様な考えに触れ、異なる考えを持つ他者と協働できる環境を確保できること、通常学級において個別指導に対応できること、また、複雑化・多様化する教育相談等へのきめ細かな対応できる教員配置を確保できること等を考慮し、学年 2 学級以上が望ましいとしてございます。なお、1 学級当たりの規模につきましては、25 人から 35 人が望ましいとしてございます。

（２）中学校の考え方でございます。中学校の学校規模は、同じく人間関係の固定化を防ぐためクラス替えができること、さらに、習熟度別の指導等の対応、主要教科への複数教員配置、実技教科への教員配置を可能とするため、学年 3 学級以上が望ましく、また、1 学級当たりの規模は小学校同様の理由により、25 人から 35 人が望ましいとしてございます。

次に 6、適正配置の基本的な考え方、本文の 9 ページにあるものでございます。

学校は、児童生徒の教育のための施設であることは言うまでもありませんが、一方では、地域コミュニティの核としての性格を有してございますので、地域が学校運営を社会教育という側面から下支えしているという特徴もあります。本市は平成 18 年 1 月の合併から 20 年を経験したものの、旧市町ごとの歴史や文化の違いもあり、花巻・大迫・石鳥谷・東和の各地域の在りようは尊重すべきとしてございます。

3 ページをお開きください。

その上で、各地域の考え方を記載しているものでございます。これも本文に記載しているものでございます。

まず、(1) 花巻地域でございますが、花巻地域の最大の特徴は、全国的に学校の統廃合が進んだ 1950 年代から 1970 年代において、学校統合がなされなかった小学校が多数あることであり、このことが面積に比して学校数が多く、必然的に学区面積が小さい現状を生んでいます。また、地域内に様々な規模の学校があるなど、地域内の児童生徒を取り巻く環境に大きな差が生じていることから、「適正規模」と「通学範囲」の基本的な考え方のほか、学校施設の状況を勘案し、学校統合や学区割りの見直し、小中一貫校の導入について検討を進めていくこととしてございます。

先ほど、児童生徒数の推移と今後の見通しでお示した資料でございますが、1 学年 1 学級になる学校等について、それから、複式学級になる学校について見ますと、花巻地区の西側の学校、太田小学校、笹間第一小学校、湯口小学校、湯本小学校が小規模校になるということで、仮にですけれども、太田小学校と笹間第一小学校を一緒にした数字を見ますと、令和 8 年度の合計の児童数では 165 人でございますが、この 2 つの学校を合わせても令和 20 年度には合計の児童数は 66 人になるということでございます。先ほど花巻地区の西側と言いましたので、仮に太田、笹間第一、湯口、湯本を一緒にした場合は、令和 8 年度の合計の児童数では 443 人でございますが、令和 20 年度では 4 校を合わせても 148 人になりますので、標準の規模を満たさなくなるということで、やはり統合する枠組みを今後の児童生徒数の減少を踏まえて考えていかなければならない課題だと捉えてございます。

次に、(2) 大迫地域でございますが、大迫地域については、児童生徒数の減少がさらに進むと推測されますが、通学に要する時間や地域コミュニティの維持・発展を考慮することから、地域内に小学校 1 校、中学校 1 校が既に配置されている現状から、基本的にはこれを維持していくとしてございます。なお、大迫小学校・中学校の合わせた合計の児童生徒数は、令和 8 年度で 145 人でございますが、令和 20 年度では、児童生徒数は 45 人になるという見通しになってございますので、将来の学校の在り方を検討していく必要があるということでございます。

次に、(3) 石鳥谷地域でございます。石鳥谷地域については、既に現在、小学校の統合に向けて検討委員会を設置して統合の話し合いを進めておりまして、現在中学校も含めて、石鳥谷地域全体の学校の在り方について検討しているということでございます。

本文にございます、中段のまた、でございますが、小中一貫校の導入についても併せて検討していくとしてございまして、現在、そちらの可能性も検討しているところでございます。参考までに、石鳥谷地域の小中学校の令和8年度の児童生徒数は、774人でございますが、令和20年度の児童生徒数は、346人になるという見通しでございます。

(4) 東和地域でございますが、東和地域につきましては、児童生徒数の減少がさらに進むと推測されますが、通学に要する時間や地域コミュニティの維持・発展を考慮する必要がありますので、既に地域内に小学校1校、中学校1校が配置されている現状から、基本的にはこれを維持していくという方針でございます。令和8年度の児童生徒数では、425人になってございますが、令和20年度の児童生徒数では、106人になりますので、大迫地域同様に将来の学校の在り方について検討していく必要があると考えてございます。

3ページ目、最後になりますが、今後の学校統合の考え方でございます。

令和8年度の出生数が大幅に減少しております。先ほど、資料1でお示ししました推計値でございますが、確定している数字もあれば、11月以降については昨年度の数字を入れている推計値でございます。11月以降の生まれる数が少なくなれば、今年度の出生数はさらに減少する可能性を秘めていることも踏まえまして、今後も減少傾向が続くことが予想されます。

令和6年度に改訂しました「花巻市立小中学校における適正規模・適正配置に関する基本方針」の学校の適正規模の基本的な考え方については、小学校は学年2学級以上、中学校は学年3学級以上が望ましいとしておりますので、今後の児童生徒数の推移と今後の見通しを踏まえまして、矢沢地区で導入しております義務教育学校のような新しい学校形態を選択肢としつつ、教育委員会としては、望ましい適正規模・適正配置について、随時検討していく必要があると考えてございます。

○佐藤教育長

今、児童生徒数の推移と今後の見通しということで、このような数値ということで、今後の考え方等についてご説明申し上げましたけれども、今の報告について、ご感想やご意見等あればいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。岡田委員。

○岡田委員

分からないので教えていただきたいのですが、現在、学区はこっちだけれども、こっちの方が近いなどの何かしらの理由で、違う学校を選択するというパターンがあると思うのですが、その条件などを教えていただきたいです。例えば、東和に住んでいるけれども、東和小学校や中学校は人数が少ないから、花巻の小学校、中学校を選択することができるようになるものかどうかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○佐藤教育長

区域外就学と選択制みたいなものがあるのかというご質問です。瀬川教育部長。

○瀬川教育部長

学区外の就学についてですけれども、学区は行政区ごとにどこの学校に入るか指定しておりますが、実際には、その指定された学校よりも距離が近く安全に通学ができる場合やあとは、保護者が働いていてお子さんが自宅に帰ってきてても見る方がいなくて祖父母等の家に預けたいなどの事情がある場合のほか、その子の教育環境において例えば、いじめのような状況がある場合など、許可要件を設け、保護者の申請により学区外への就学を認めるという制度はございます。

○岡田委員

今のことについては、基本的には申請があり、きちんとした理由があればあまり拒否することはない、そのまま通ることが多いということですか。

○瀬川教育部長

要件に該当する内容であれば認める形をとっているところでございます。

○佐藤教育長

基本的には学区があるため、学区外の就学については、子どもの利益ということを前提にして要件が9つぐらいあります。今、ご説明申し上げました距離的に隣接するところの方が近い、例えば、この矢沢地区で言うと、東和町に近い幸田地区の方で、東和地区へ行っている子が数人いるということ、他には、病気をお持ちのお子さんと通院する場合の交通の便、それから、放課後自宅に帰っても両親が仕事でいないので、子の看護が必要であったり、特別な養育が必要な場合には祖父母のところに近い学校へなど、特別支援教育でその学区内のところにその障がいの種類によってそういう学級がもしもなかった場合や希望する教室がある場合にはそちらの方に行く等、様々な要件を持って申請をしていただいて、入学または途中からの転校、そこはゆっくりじっくり協議を踏まえた上での対応になります。それ以外の特別な理由がある場合は、今説明した例えば、いじめや不登校であるという場合についても協議をしながら進め、そういう要件に見合った場合にはということであります。それが、基本的には小学校の場合です。

それから、選択制につきましては、基本的には学区の選択制というのは、桜台小学校について、距離的に花巻小学校に近いところがあり、そちらの方がいいという場合については、選択できますよと、ただ、そういった場合について今度は、中学校については、花巻中学校、あるいは、花巻北中学校を選択していただくという一部選択制はありますが、他の地区については、選択制はとっていないです。

よく部活動で、あそこの学校に行きたいということで希望もあるのですが、それは基本的には認めていないです。ただ、住所を変更してその学区のところに住む、そういった居住の事実というのが発生した場合については、当然、転校は認めなければいけないことになっております。

○岡田委員

ありがとうございます。部活動が理由でこっちの学校に行きたいは、今は認められていないですが、もしかしたら将来そういうこともあるのではと思ったというところでした。ありがとうございます。

○佐藤教育長

今、部活動は地域展開をしている関係で、そういう希望も将来的には出てくる可能性はあろうかと思いますが、地域で地域の子どもを育てるということと、やはり地域の次代を担う人材育成という意味で、私は、基本的にはやはり学区というのは維持するべきだと考えています。

それから、先ほどお話申し上げませんでした、市外から通っている子、市外へ通っている子、この件については、家庭内で急遽、転出・転入した場合について、今までいた学校の友人関係ということも大事だということで、その場合については認めているという状況です。

他にございませんでしょうか。熊谷委員。

○熊谷委員

今後、児童数の減少で複式学級を有する学校がかなり増えていくというのがすごく見てわかるのですが、実際に、複式学級はメリット・デメリットでいったらデメリットの方が多いと言われておりますけれども、その関係で、うちの子どもが通学する学校は複式学級になる、或いはなっているので違う学校、複式でない学校に区域外就学したいという、そういう例というのはあるのでしょうか。

○佐藤教育長

瀬川教員部長。

○瀬川教育部長

指定されている学校が複式だからという事で、違う学校を希望したいというのは、要件としてはないところです。あとは、先ほどの部活動と一緒に、ご自身がそういうことも含めて引越したり、住所を変えたりということがあれば、またそれは別でしょうけれども、その自分の指定されている学校がそういう環境だからということで違うところを申請して認めるというようなことは、今現状ではないところです。

○佐藤教育長

今まで、複式を理由にして転出したというのはなかったと思います。ただ、その逆は前の笹間第二小学校のときに、社会性や集団との関わりの弱い子がいて、他から笹間第二小学校に転入して、しっかり成長できたという例はあります。

○熊谷委員

私の経験ですが、釜石のある小さな小学校にいた際に、地域には50人ぐらいの子どもがいたのですが、地域のある学校に通学している子どもは半分でした。あとの半分は、鶴住居

小学校に行っていました。なぜかという、完全複式だったので、複式はやはり嫌だ、あるいは、学童がなかったのも、学童がないから放課後が心配だという関係からでした。そういう例があったものですから、花巻ではそういう例があったのかなということをお聞きしたかったものです。

○佐藤教育長

他にございませんでしょうか。

いずれこの方針について、作成してから十数年経ちます。その当時とすれば、基本的な考えは網羅したつもりですが、状況も変わってきていることと、国でのこの適正規模・適正配置についても様々な考えが出てくるということで、もう少し今後を見据えた上で、この改定も必要ではないのかということで検討してまいりたいと思います。

この前の議会では、既にご説明していますけれども、大迫地区の議員から、こういった複式というのが発生する見通しだということは、地域の方みんな知ってらっしゃいますので、将来的に大迫小学校、中学校はどうなるのかという質問がありましたけれども、これについては、以前もご説明申し上げましたが、地理的な問題、物理的な問題というものがあるので、基本的には教育委員会とすると、大迫については、小学校1校、中学校1校ということについては、これはそのまま維持したいと、ただし、これから協議を地域の方、保護者の方へと説明しながら、学校形態については協議を進めていきたい、つまり、小学校・中学校別々の複式を有した学校がいいのか、小中をひっくるめて一貫教育を施すような形態がいいのか、そういうことについては、今後、教育懇談会等について進めながら、そして判断していくということにしたいと考えております。

早池峰の岳から中学校の場合は20数キロあります。同じことが、東和町の田瀬でありますので、そういった物理的な問題と今後の在り方ということについては、またじっくり協議を重ねてご意見を伺いながら判断していくことになろうかと思います。

他にございませんでしょうか。岡田委員。

○岡田委員

もう一つだけ、石鳥谷は検討が進んでいるとお聞きしているのですが、花巻の方は、統合の検討を進めていくこととしますとありますが、今どういう状況で、いつ頃にというのはあるのでしょうか。

○佐藤教育長

瀬川教育企画課長。

○瀬川教育企画課長

先ほど私の説明で、花巻地域の基本的な考え方を少しお話したのですが、やはり花巻地区の西側、具体的に言いますと、笹間、太田、湯口、湯本というのが1学年1学級になるということで、学校のPTAを中心に、保護者の方と教育懇談会を開催している地域もございまずし、具体的には西南地区ですが、地区内には西南中学校、笹間第一小学校、太田小学校が

あり、その小中学校の関係者と教育懇談会を開催しております。本年7月にはPTAの役員同士で話し合いをしているという状況であり、ある一定の方向性等、地域にお示しできるものが見えてきた段階で、教育委員会も含めて協議していく予定であります。また、教育委員会から教育懇談会の開催を持ちかけたという地域もございますし、花巻地域においては、石鳥谷地域の次はどこということはまだ決まっておりますが、今の現状を地域にお話しして、問題を共有しながらより良い教育環境がどうあるべきかを地域と議論していく必要があると考えてございます。

○岡田委員

ありがとうございます。もう始まっていて、結構時間がかかることだと思うので、よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長

今の西南地域については、笹間第一小学校と笹間第二小学校が統合して今、笹間第一小学校になっているのですが、そのときの統合要件で、笹間地区から、将来的には太田地区も見据えて西南地区一つの小学校というものを検討してほしいという要望がありました。それを見据えて現在、太田小学校にも教育懇談会に入っていますし、ここ数年の間では、湯口小学校、それから、湯本地区についても教育懇談会は、回数は少ないですけれどもやっているということは事実であります。

旧花巻地区も現在、小学校が9つですけれども、実際40年くらい前は17校ぐらいありました。それが現在、その約半分ということで、どこもやはり統合はある程度経験して、現在の形になっているわけですが、今後、やはりこういった少子化ということで、実際は大きな学校で勉強をさせたいという方々とやはり地域は地域として最後まで残してほしいという方々と、様々な考え方があるものですから、そこは時間をかけて、時間がかかりすぎだという批判もありますけれども、やはり対話を重ねながら、保護者、地域のご判断をいただいて進めていくと、そういうスタンスで進めていきたいと考えております。

他にございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(質疑なし)

○佐藤教育長

それでは、なしと認め、只今の報告に対する質疑を終結いたします。

次に、教育委員会関連行事につきましては、お手元に配付いたしました日程表によりまして報告に代えさせていただきます。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の教育委員会議は、これをもって閉会といたします。